

届出により病床の設置ができる診療所（特例病床）の取扱いについて

1 病床の設置について

- (1) 原則として、医療法第7条第3項の規定により知事の「許可」が必要である。
- (2) 病床過剰地域において病床を設置しようとする場合、医療法第30条の11の規定により行為の中止や申請病床数の削減等の「勧告の対象になる」

2 特例病床について

- (1) 例外として、改正医療法施行規則（平成30年4月1日施行）第1条の14第1号および第2号に該当する診療所については、医療審議会の意見を聴いて知事が必要と認める場合には、許可の代わりに「届出」により病床が設置される。
- (2) 病床過剰地域において病床を設置しようとする場合でも、医療法第30条の11の規定による「勧告の対象にならない」

医療法施行規則第1条の14

医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（第1号）

へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所（第2号）

次期保健医療計画にも同様の内容を記載する予定

3 地域医療構想調整会議の役割について

上記医療審議会の意見を聴くにあたり、地域医療構想調整会議における議論との整合性を確保する必要がある。

具体的には、新たに病床を設置しようとする医療機関に対して、地域医療構想調整会議への参加を求め、以下の事項について協議を行う。

- 新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性
- 新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性 等